

# 運 営 規 程

【富士市 指定 2292300262号】

社 会 福 祉 法 人 富 士 厚 生 会

特別養護老人ホーム 松野の里

# ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設

## 特別養護老人ホーム 松野の里

### 運営規程

#### 第1章 事業の目的と運営の方針

##### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人富士厚生会が開設する特別養護老人ホーム 松野の里（以下、「施設」という。）が行うユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員等（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある入所者（以下、「入居者」という。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

##### 第2条（運営の方針）

施設は、1人1人の意思及び人格を尊重し、ユニット型の地域密着型施設サービス計画（ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する計画）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニット（少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により一体的に構成される場所）において入居者が相互に社会的関係を築きながら、自律的な日常生活を営むことを支援するものとします。

- 施設は、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 施設は、社会福祉法人富士厚生会が運営する特別養護老人ホームシャローム富士川（以下「本体施設」という。）のサテライト型居住施設であり、本体施設と密接な連携を図り、本体施設の支援を受けながら運営を行うものとします。

##### 第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 名称 特別養護老人ホーム 松野の里
- 所在地 静岡県富士市南松野2604-1

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### 第4条（職員の職種及び員数）

施設に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとします。

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| 一 施設長（管理者） | 1人（常勤、地域交流センター「みんなの家」センター長兼務） |
| 二 医師       | 1人（嘱託医）                       |
| 三 生活相談員    | 1人以上（常勤）                      |
| 四 介護職員     | 10人以上（常勤換算）                   |
| 五 看護師      | 2人以上（常勤換算、1名機能訓練指導員兼務）        |
| 六 栄養士      | 1人以上（非常勤）                     |
| 七 機能訓練指導員  | 1人以上（常勤、看護職員兼務）               |
| 八 介護支援専門員  | 1人以上（常勤、介護職員兼務）               |
| 九 事務員      | 1人以上（常勤、介護職員兼務）               |

### 第5条（職員の職務内容）

#### 一 施設長

施設の業務を統括すると共に、入居者の状況を随時把握し、必要に応じて対策を指示するほか、社会福祉法人及び施設としての理念を職員に伝え指導するものとする。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行するものとします。

#### 二 医師

入所者及び職員の診察・健康管理及び保健衛生指導に従事するものとします。

#### 三 生活相談員

入所者の立場に立った生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実地に従事するほか、入退居に関する業務、苦情への対応、処理等を行います。

#### 四 介護職員

入居者の日常生活の介護、指導、援助に従事するものとします。

#### 五 看護師

入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事するものとします。

#### 六 栄養士

食事の献立作成、栄養計算、食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事するものとします。

#### 七 機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

#### 八 介護支援専門員

居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保するものとします。

#### 九 事務員

事務職員は、庶務及び会計業務に従事するものとします。

### 第3章 利用定員

#### 第6条（入居者の定員）

施設に入居できる入居者の定員は29人とし、ユニットごとの入居者定員及び居室の定員を超えての入居はできません。ただし災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

#### ユニット型個室

階	ユニット名称	居室の種類	定員
2階	はちまん	個室10室	10名
2階	しみず	個室9室	9名
2階	ふじみ	個室10室	10名
合計	3ユニット	個室29室	29名

### 第4章 入退居

#### 第7条（施設サービス内容及び手続きの説明並びに同意）

施設は、施設サービス提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとします。

#### 第8条（施設サービス提供拒否の禁止）

施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならないものとします。

#### 第9条（施設サービス提供困難時の対応）

施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとします。

#### 第10条（受給資格等の確認）

施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間をたしかめるものとします。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとします。

#### 第11条（要介護認定の申請に係る援助）

施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思

を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとします。

#### 第12条（入退居）

施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して施設サービスを提供します。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めます。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況や生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等の把握に努めます。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、その者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを定期的に検討します。検討に当たっては、居宅介護支援事業者及び施設（生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等）で協議します。
- 5 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入居者について、本人及びその家族の要望、退居後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行います。
- 6 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第13条（サービスの提供の記録）

施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載します。

- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録します。

### 第6章 施設サービス

#### 第14条（地域密着型施設サービス計画の作成）

ユニット型の地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成担当者」という。）は、ユニット型の地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。

- 2 計画作成担当者は、入居者の課題の把握のために入居者及びその家族と面接を行います。
- 3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望及び入居者について把握した課題に基づき、ユニット型の地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。

- 4 計画作成担当者は、質の高い地域密着型のサービス計画を作成するため、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員等の他職員（以下「サービス担当者」という。）を召集し、サービス担当者会議を開催し、作成した地域密着型施設サービス計画の原案について、意見を求めます。
- 5 計画作成担当者は、ユニット型の地域密着型施設サービス計画の原案について入居者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 6 計画作成担当者は、作成したユニット型の地域密着型施設サービス計画を入居者及び家族に交付します。
- 7 計画作成担当者は、ユニット型の地域密着型施設サービス計画の作成後においても、定期的に他のサービス担当者及び家族との連絡を行い、ユニット型の地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて地域密着型施設サービス計画を変更します。

#### 第15条（施設サービスの取り扱い方針）

施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画書に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援します。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮します。
- 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供します。
- 5 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- 7 前項の身体的拘束を行う場合には家族の許可を得ることとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 9 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるようにします。

#### 第16条（介護）

介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、そ

それぞれの役割をもって行うよう適切に支援します。

- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行います。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行います。
- 5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを排泄毎随時に取り替えます。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行います。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。
- 8 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させます。
- 9 施設は、入居者に対しその負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせません。

#### 第17条（食事）

施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

#### 第18条（相談及び援助）

施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

#### 第19条（社会生活上の便宜の供与等）

施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入居者の家族が訪問しやすい雰囲気づくりに努め、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。
- 4 施設は、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、外出の機会を確保するよう努めます。

## 第20条（機能訓練）

施設は、入居者との合意に基づき、心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## 第21条（健康管理）

施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康管理に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。

- 2 施設は、入居者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である新富士病院に対応の要請をします。

## 第22条（協力医療機関等）

施設は、入院等の治療を必要とする入居者のための協力医療機関として、新富士病院を定めます。

- 2 施設は、協力歯科医療機関として、上野泰治歯科医院を定めます。

## 第23条（入居者の入院期間中の取り扱い）

入居者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後医師の診断により概ね3ヶ月以上入院が見込まれる場合は、施設はサービスの解約をすることができます。

## 第24条（利用料及びその他の費用）

施設サービス利用料は、介護報酬告示額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。なお、その他の場合で、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

ただし、次に掲げる事項については利用料の支払いを受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

負担限度額認定証の発行を受けている入居者の一及び二の費用は負担限度額認定証に記載されている額とする。

三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 理美容代

五 事務管理費

六 持込家電電気代

希望により持ち込んだ家電の内、テレビ、冷蔵庫を対象とし1部屋毎の電気代

七 前各号の他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者が負担することが適当と認められる費用

- 2 預り金等は原則、入居者又は家族の管理となるが、やむを得ない事情がある場合は、施設が管理の代行を行うものとする。

- 3 施設は、第1項各号及び第2項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、

あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

#### 第25条（利用料の変更等）

施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文章により説明し、同意を得るものとします。

#### 第26条（保険給付の請求のための証明書の交付）

施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付します。

#### 第27条（サービス利用に当たっての留意事項）

面会は日祝祭日に関わらずいつでも可能です。原則として9：30～18：00までとします。（時間外は事前のご連絡をお願いします。又、感染症対策等の理由により面会制限をかけさせていただくことが御座います。）

- 2 外出、外泊は事前にご連絡いただければ、いつでも結構です。
- 3 喫煙、飲酒は原則可能ですが、喫煙は施設で定められた喫煙場所をお願いします。又、防災管理のため、それ以外の場所は禁煙となっております。ライター等の火器は、面会者は所持をしっかりといただきお忘れなどないようにお願いします。飲酒も可能ですが、他の入居者に迷惑をかけない程度にお願いします。又、医師の指示によりご遠慮いただくこともあります。
- 4 所持品の持ち込みは、日常生活上必要な物はお持ちいただいても結構です。
- 5 カスタマーハラスメントの防止を目的として第31条第3項に掲げる職場におけるハラスメント防止指針に従い必要な措置を講ずる。
- 6 その他、宗教活動、ペットの持ち込み、迷惑行為はご遠慮ください。

### 第7章 施設入居に当たっての禁止行為

#### 第28条（禁止行為）

入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
  - 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
  - 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
  - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
  - 五 施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- 2 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、意見を付し

てその旨を市町に通知するとともに、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとします。

- 一 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。
- 三 故意にこの規程に違反したとき。

## 第8章 職員の服務規程と質の確保

### 第29条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

### 第30条（勤務体制）

施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、職員の体制を定めま

- 2 施設長は、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続した施設サービスの提供に配慮して毎月の勤務割表を策定し、前月の25日までに職員に周知します。
- 3 入居者に対する施設サービスの提供は、職員によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 4 施設は、併設する「共生型センター松野みんなの家」に緊急時又は、通常の業務等で指導、助言を求められた時は看護師、介護員等関係職員が事業所において対応できるものとします。

### 第31条（職員の質の確保）

施設は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保します。

- 2 施設は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 施設は、職場におけるハラスメントを防止するため、委員会の設置、指針の整備、教育及び相談等必要な措置を講ずる。

## 第9章 緊急時、非常時の対応

### 第32条（事故発生の対応）

施設は、事項発生の防止のための指針を定めます。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町及び入居者の家族等に連絡し、顛末記録を取るとともに、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- 3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 4 医療・介護事故発生の防止のための医療・介護事故防止対策委員会を設置し、医療・介護事故防止規程に基づき安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内職員研修を実施することとします。

### 第33条（非常災害対策）

施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けます。
- 3 防火管理者は、消防及び地震、風水害豪雪等対策計画の作成、通報・避難訓練等の計画と実施、消防設備等の点検、火気使用の制限・禁止及び指導監督、自衛消防隊の編成、その他法令に基づく関係機関に対する報告及び届け出等の業務を行います。
- 4 施設は、非常災害時その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画（消防法第3条規定）を作成し、入居者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年12回避難訓練、その他必要な訓練等を実施します。
- 5 施設は、火災、地震、風水害豪雪等災害に備え、日頃から消防団や地域住民と連携を図り、消火・避難等に協力してもらえよう体制を整えます。

## 第10章 その他施設の運営に関する重要事項

### 第34条（衛生管理）

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために次の各号に掲げる必要な措置を講じます。
  - 一 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的研修を行い（年2回以上）、介護職員その他の職員に周知徹底を図ることとします。
  - 二 感染症または食中毒の発生時には、社会福祉法人富士厚生会「危機管理マニュアル」に添い、①手洗いの徹底、②排泄物・嘔吐物の適切な処理、③施設内の消毒、④必要に応じて感染者の隔離等を行い、感染の拡大を防ぎます。
  - 三 施設長は次の場合に行政への報告を行います。
    - ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が「1週間以内に2名以上」発生した場合。

イ 同一の感染症や食中毒の患者、又はそれらが疑われる者が「10名以上又は全利用者の半数以上」発生した場合。

ウ 「通常の発生動向を上回る感染症等の発生」が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

四 前三号に掲げるものの他、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚労告第268号）に沿った対応を行います。

### 第35条（苦情処理）

施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情解決要綱に基づき苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるとともに、苦情解決要綱に記載されている記録を採るものとする。

2 施設は、相談窓口や苦情処理の体制及び手順を事業所内に掲示します。

3 施設は、提供する施設サービスに関して、市町からの文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告します。

4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関し、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

### 第36条（個人情報の保護）

施設及び職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じます。

3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとします。

4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

### 第37条（運営推進会議の設置）

施設は、富士市職員（富士市介護保険課）、地域包括支援センター職員、地域住民の代表（町内会長等）、地域の民生委員、施設代表（施設長又は副施設長）、入所者、家族代表で構成される運営推進会議を設置し、概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該

記録を公表するものとする。

#### 第38条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

#### 第39条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。

#### 第40条（自治体との連携）

施設は、県及び市町と積極的に情報を交換し、適切な介護サービスの推進に努めなければならない。また、県及び市町の指導、助言があった際には誠実に改善の対応に当たらなければならない。

#### 第41条（記録の整備）

施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

- (1) ユニット型の地域密着型施設サービス計画
- (2) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第15条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第35条第1項に規定する苦情処理の内容等の記録

#### 第42条（掲示及び閲覧）

施設は施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、嘱託並びに協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示及び閲覧できるようにします。

#### 第43条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

2 施設及び職員は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

#### 第44条（会計の区分）

施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人富士厚生会経理規程に定めるところによる。

#### 第45条（法令との関係）

この規程に定めのない事項については、富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成25年富士市条例第21号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）、その他関連法令の定めるところによる。

#### 第46条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人富士厚生会と施設長との協議に基づいて定めるものとします。

- 附 則       この規程は、平成23年 4月 1日から施行します。
- 附 則       この規程は、平成23年 9月 1日から施行します。
- 附 則       この規程は、令和元年 10月 1日から施行します。
- 附 則       この規程は、令和3年 4月 1日から施行します。
- 附 則       この規程は、令和5年 4月 1日から施行します。
- 附 則       この規程は、令和5年 9月 1日から施行します。